

諮問庁：外務大臣

諮問日：令和4年10月11日（令和4年（行情）諮問第574号）

答申日：令和7年10月10日（令和7年度（行情）答申第422号）

事件名：特定地方公共団体からの「公文書の公開に関する照会書」等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の2に掲げる2文書（以下、順に「文書1」及び「文書2」といい、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和4年5月2日付け情報公開第00396号により外務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

文書1及び文書2（別表1の番号2以外の不開示箇所）について、不開示条項3号、5号及び6号のいずれにも該当しないため、開示を求める。

本件行政文書「京都市のたばこ政策に関する情報公開への意見具申について」には、京都市が「021208法制課とくらし安全推進課のメール文」を公開してはならないとする範囲及び理由が具体的かつ詳細に手取り足取り懇切丁寧にアホにでも分かるように記載されている。即ち、外務省が特定京都市職員からの電話相談に対して公式見解を伝えたわけではなく、したがってメール文に記載の内容が外務省への正式な相談記録であるとされていることが不適切であること（なお、「外務省の見解」という件名で公文書登録されたという事実はない。実際、京都市情報館で公開されている公文書目録検索システムでそのような件名はヒットしない。この点、処分庁は虚偽の弁明をしている。）、その内容には事実の誤認を多分に含むこと及びそれらの具体的な範囲と誤認というべき具体的な理由が詳細に明記されている。このことからすると、文書1及び文書2（別表1の番号2以外の不開示箇所）を開示したとしても、メール文が外務省の公式見解であると誤認されるおそれはなく、今後のF C T Cの適切な実施に支障がで

るとはいえない。また、メール文に記載の内容のうち、事実誤認に係る部分が、市民や他の自治体、タバコ事業者等に真実であると誤解されるおそれではなく、したがって、不当な混乱を与えるおそれもない。また、法令違反行為又は法令違反に至らないまでも妥当性を欠く行為を助長するおそれもない。さらには、国内の適切な行政運営や国内のタバコ事業者等の適切な取締りを阻害する可能性もない。結局のところ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ、及び特定の者に不当に利益を与えるおそれはいずれもなく、ましてや他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれがないことはもとより、他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれにしても全くない。

本件行政文書に、事実誤認が多数含まれることは、外務省と市が率直な意見をやりとりしたこと起因するものではない。ただ単に、特定京都市職員の電話聴取に係る能力不足に原因がある。外務省側から電話のやりとりのみでは公式に見解を示すことはないとの断わりを入れられていたにもかかわらず、「外務省の見解」と扱い、あまつさせあることないことデッチ上げ事実誤認を多数記録したことは、常軌を逸した振舞いであり、これは個人の資質・能力不足に帰結させる他にあるまい。この他にも同人は、路上喫煙に係る市民等からの苦情に対し、不適切な応答をし、相手を激怒させることが度々あり、電話対応が全くの不得手であることが分かっている。このことからすると、文書1及び文書2（別表1の番号2以外の不開示箇所）を開示したとしても、国と自治体間の信頼関係に影響を及ぼすことはなく、今後の率直な意見交換を阻害または萎縮させることもない。よって、国及び地方公共団体間の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるとはいえない。京都市には、本件行政文書の開示・不開示にかかわらず、職員の電話対応能力を向上させるか、人材を適正に配置するかが求められるだけである。外務省は、電話対応能力が十分であると確認できた者に限って対応すべきである。このことは、本件行政文書の開示・不開示を左右する事情ではない。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

処分庁は、令和4年3月2日付で受理した審査請求人からの別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、法10条による延長を行い、対象文書2件を特定し、2件とも部分開示とする決定を行った（原処分）。

これに対し、審査請求人は、令和4年8月8日付けで原処分を取り消し、不開示部分（別表1の番号2の部分を除く）の開示を求める旨の審査請求を行った。

2 本件対象文書について

本件審査請求の対象となる文書は、原処分にかかる別紙の2に掲げる2文書である。

3 別表1の番号1により不開示とした部分について

国の機関及び地方公共団体の相互間における協議に関する情報であつて、公にすることにより、国及び地方公共団体間の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ、及び特定の者に不当に利益を与えるおそれがあるとともに、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ、他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるため、法5条3号、5号又は6号に該当し、不開示とした。

4 審査請求人の主張について

- (1) 審査請求人は、原処分に対し、不開示条項5条3号、5号、6号のいずれにも該当しないため、開示すべきと主張する。
- (2) しかしながら、処分庁は上記3のとおり、法5条に照らして適切に不開示事由の該当性を判断しており、審査請求人の主張には理由がない。

5 結論

上記の論拠に基づき、諮問庁としては、原処分を維持することが妥当であると判断する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和4年10月11日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月31日 審議
- ④ 令和7年9月16日 委員の交代に伴う所要の手續の実施、本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年10月6日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法5条3号、5号及び6号に該当するとして不開示（別表1のとおり）とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分で不開示とされた部分のうち、別表1の番号1で不開示とされた部分（以下「本件不開示部分」という。）の開示を求めている。

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、改めて検討した結果、別表2に掲げる部分について新たに開示することとするが、その余の部分（以下「本件不開示維持部分」という。）は、なお不開示とすべきとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、

本件不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示維持部分の不開示情報該当性について

(1) 当該部分を不開示にした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件対象文書は、京都市職員が「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」（以下「本件条約」という。）について外務省に照会した際の外務省職員とのやり取りを記録した文書及び外務省が京都市からの照会を受けて当該記録の開示の可否につき関係省庁と検討した文書である。京都市職員が記録した文書には事実誤認がある。

イ 本件条約の適用については、現在も関係省庁と協議が行われており、当該部分が公になれば、本件条約に係る今後の施策の方向性等について、事実誤認に基づく無用な誤解や憶測を招き、外部からの圧力や干渉等の影響を受けたり、今後の施策の検討に際し、関係省庁からの協力を得ることが困難となるなど、外務省の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

(2) 当審査会において本件対象文書を見分したところ、当該部分は上記(1)の諮問庁の説明のとおりであることが認められる。そうすると、本件条約の適用については、現在も関係省庁と協議が行われており、当該部分を公にすれば、本件条約に係る今後の施策の方向性等について、事実誤認に基づく無用な誤解や憶測を招き、外部からの圧力や干渉等の影響を受けたり、今後の施策の検討に際し、関係省庁からの協力を得ることが困難となるなど、外務省の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする諮問庁の説明は否定し難い。

したがって、当該部分は、法5条6号柱書きに該当し、同条3号及び5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条3号、5号及び6号に該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、同号柱書きに該当すると認められるので、同条3号及び5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 武藤京子、委員 佐藤郁美、委員 寺田麻佑

別紙

1 本件請求文書

京都市長から外務省国際協力局国際保健政策室あての令和３年９月２４日付け文く安第３８号による公文書の公開に関する照会書及び令和３年１０月１日付け公文書の公開に関する意見書に係る文書（別紙１、２の他、決裁・供覧に係る文書に限らず全て）

2 本件対象文書

文書１ 公文書の公開に関する照会書

文書２ ２０２１０９２４ 京都市のたばこ政策に関する情報公開への意見具申について

別表 1 (原処分において処分庁が不開示とした部分)

番号	不開示とした部分	不開示とした理由	不開示条項
1	文書 1 及び文書 2 (番号 2 以外の不開示部分)	国の機関及び地方公共団体の相互間における協議に関する情報であって、公にすることにより、国及び地方公共団体間の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ、及び特定の者に不当に利益を与えるおそれがあるとともに、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ、他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示とした。	法 5 条 3 号、 5 号、 6 号
2	文書 1 (4 頁目) 及び文書 2 (1 頁目及び 7 頁目)	官公庁等で業務上使用されている直通電話番号等であって、公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示とした。	法 5 条 6 号

別表 2（諮問庁が新たに開示する部分）

文書	頁数	新たに開示する不開示部分
文書 2	2 頁目	全部
	3 頁目	下から 4 行目行頭ないし下から 3 行目 2 2 文字目
	8 頁目	ヘッダー、本文 1 行目行頭ないし 1 2 行目 2 9 文字目、1 3 行目 5 文字目及び 6 文字目、1 3 行目 2 0 文字目ないし 1 7 行目 3 1 文字目、1 9 行目 3 7 文字目、2 0 行目行頭ないし 2 1 行目 1 6 文字目、2 2 行目 1 5 文字目、2 3 行目行頭ないし 2 4 行目行末、2 5 行目 3 2 文字目ないし 3 3 行目行末
	9 頁目	ヘッダー、本文 1 行目行頭ないし 6 行目 2 0 文字目、6 行目 3 6 文字目及び 3 7 文字目、7 行目 9 文字目ないし 1 0 行目 2 3 文字目、1 2 行目行頭ないし 1 3 行目 1 文字目、1 6 行目行頭ないし 3 1 行目行末
	1 0 頁目	全部（1 6 行目 8 文字目ないし 1 5 文字目を除く）

※各行の文字数の数え方は、句読点、ハイフン及び括弧も 1 文字と数え、空欄（スペース）は数えない。